

計画策定の背景

○都市農業振興基本法の制定（平成27年4月）

都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として制定されました。

○都市農業振興基本計画の策定（平成28年5月）

政府が都市農業振興基本法第9条に基づき、都市農業の振興に関する基本的な計画として、これからの都市農業の持続的な振興を図るための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定されました。また、都市農業の安定的な継続を図るために「担い手の確保」と「土地の確保」の2点が不可欠とされました。

○第1次藤沢市都市農業振興基本計画の策定

都市農業振興基本法第10条に基づき、地方公共団体は、国の基本計画を基本として都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないとされたことから、平成29年3月に第1次藤沢市都市農業振興基本計画を策定しました。

○第2次藤沢市都市農業振興基本計画の策定

第1次基本計画に基づき農業振興を進めてきましたが、農業者の高齢化や担い手不足はもとより、地球温暖化の進行による気候変動、その影響による自然災害の増加、コロナ下における「新しい生活様式」への対応など、新たに取り組むべき課題に直面する中、持続可能な都市農業の実現に向け、新たな基本計画を策定しました。

第2次藤沢市都市農業振興基本計画の策定

第2次基本計画の基本的な考え方

○計画期間

2022年度から2026年度までの5年間とし、今後の社会情勢の変化や国・県の制度改正等により、見直しを行います。

○将来像

「守り、育み、次世代につなぐ、魅力ある都市農業」
新鮮な農産物を供給し、本市の「食」を支えるとともに、潤いとやすらぎを与える田園景観や生物多様性を保全する機能、防災・減災の機能など、都市農業が有する多様な機能を十分に発揮することにより、魅力ある産業として本市農業の持続的な発展と次世代への継承を目指していきます。

基本方針

○基本方針1 農業者及び担い手の育成・確保の推進

農業後継者や新規参入者が営農を継続して行くために必要な施設の整備や農業技術の取得に係る支援を行うとともに、援農ボランティアや農福連携等の促進による新たな担い手の確保に取り組みます。

○基本方針2 農業経営の安定化に向けた取組の推進

安定的な農業経営を図るため、産地競争力の強化に向けた生産効率を高める省力機械等の整備・導入や、デジタル化を進める農業者への支援、農業経営の安定化に向けた女性農業者の参画等を推進していきます。

○基本方針3 農地保全と農業生産基盤整備の推進

地域農業のあり方や人と農地の問題について、地域の担い手を明確にし、農用地の利用集積や経営管理の合理化に向けた取組を進めていきます。

また、生産性の高い農地を確保するため、農地の保全と農業生産基盤の整備に向けた取組を進めていきます。

○基本方針4 農産物の安定供給と消費拡大に向けた地産地消の推進

藤沢市地産地消推進計画に位置づけられた藤沢ブランドとなる新たな一次製品の創出や、藤沢産農産物の市内流通及び利用促進などの取組を進めていくとともに、6次産業化の推進や新たなブランドの創出など、本市農業の持続的な発展に向けた取組を進めていきます。

○基本方針5 都市農業の多面的機能の活用

農地が持つ、「災害時の防災空間」、「良好な景観形成」、「国土・環境の保全」「農業体験・学習・交流の場」、「農業に対する理解醸成」といった多面的機能の維持・発揮に向けた取組を進めていきます。

○基本方針6 農業に関する環境施策の推進

農業生産活動は自然界の物質循環を活かしながら行われており、環境と調和した持続可能な農業の展開が重要となることから、環境に配慮した農業の推進や畜産環境対策等に取り組んでいきます。